

岩手県告示第 232 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成 19 年 3 月 20 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 申請のあった年月日 平成 19 年 2 月 21 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人岩手県調査業協会
 - (2) 代表者の氏名 菅野哲夫
 - (3) 主たる事務所の所在地 盛岡市盛岡駅前通 16 番 14 号
- 3 定款に記載された目的 この法人は、調査業を必要とする消費者及び調査業従事者に対して、調査業務の適正な運営に関する事業を行い、人権を擁護しつつ職業能力の開発に努め、消費者の保護と情報社会の発展を図るとともに地域安全のための諸活動を実践し、もって社会の安寧化に寄与することを目的とする。